

さいたま市優秀建設工事若手技術者・女性技術者表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事を適正な施工管理により、特に優秀な成績をもって完成させた受注業者の若手技術者・女性技術者（以下「若手技術者等」という。）を表彰することで、若手技術者等の技術力の育成を図り、もって公共工事の品質確保の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）監理技術者等 建設業法に規定される監理技術者又は主任技術者若しくは監理技術者補佐をいう。

（2）若手技術者 本市が発注した工事において監理技術者等として従事した者のうち、当該工事が完成した年度の末日時点における年齢が満35歳未満の者をいう。

（3）女性技術者 本市が発注した工事において女性の監理技術者等として従事した者をいう。

（4）事業者 本市が発注した建設工事の受注業者をいう。

（5）候補者 第2号又は第3号に該当する技術者のうち、事業者から推薦を受けた者をいう。

(表彰対象)

第3条 表彰の対象は、市内に本店を有する事業者に所属する技術者のうち、表彰を行う年度の前年度に完成した建設工事で工事成績評定点が75点以上の工事に従事した若手技術者又は女性技術者とする。

2 表彰は、さいたま市優秀建設工事業者表彰要綱選考基準に定める工事の区分（土木工事、建築工事及び水道工事）ごとに行うものとする。

(推薦)

第4条 事業者は、前条に規定する表彰対象のうちから候補者を推薦することができる。

2 本制度による被表彰者は、前項の規定により推薦された者から選考を行うものとする。

3 事業者は、各部門の候補者の推薦にあたっては、当該候補者本人の意向を確認の上推薦するものとする。

(推薦の手続)

第5条 事業者は、前条の規定により候補者を推薦しようとするときは、別記様式による推薦書を作成し、市長が別に定める期限までに事務局に提出するものとする。

(被表彰者の選考)

第6条 前条の規定により推薦があった場合は、さいたま市優秀建設工事業者表彰要綱に基づき設置されるさいたま市優秀建設工事業者表彰審査委員会（以下「委員会」という。）において、候補者に係る事項を審議する。

2 原則として、候補者のうち、最も優秀な工事成績評定点の工事に従事した若手技術者及び女性技術者を被表彰者として選考する。

3 工事成績評定点が同点である場合及びその他選考に関し必要な事項は、委員会において決定する。

4 委員会は、選考結果を市長に報告する。

(被表彰者の決定)

第7条 市長は、委員会の審議結果に基づき被表彰者を決定する。

(欠格事項)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、表彰しない。

(1) 実施年度の前年度の初日から表彰の日までの間に、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年5月1日制定）の規定に該当し、入札参加停止の措置を受け、又は措置を受けることが明らかである事業者に所属する者

(2) 実施年度の前年度の初日から表彰の日までの間に、建設業法の規定による監督処分を受け、又は受けることが明らかである事業者に所属する者

(3) 実施年度の前年度に完成した本市が発注した建設工事のいずれかに、工事成績評定点が65点未満となる建設工事がある事業者に所属する者

(4) その他表彰することが不適当と認められる者

(重複受賞)

第9条 この要綱による表彰は、別に定める「さいたま市優秀建設工事技術者表彰要綱」に基づく表彰、及び本要綱に基づく若手技術者と女性技術者の表彰について、同一の技術者が重複して受賞することを妨げない。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の時期)

第 1 1 条 表彰は、年 1 回行う。

(事務局)

第 1 2 条 表彰の事務局は、建設局技術管理課に置く。

(その他)

第 1 3 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 8 年 7 月 2 日から施行する。